

大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例の一部改正)

第1条 大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例(昭和58年大磯町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」の次に「及び第16条」を加える。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(図書館協議会)

第9条 図書館協議会委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例の一部改正)

第2条 大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例(昭和62年大磯町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「5人以内で」を「5人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」に、「委嘱」を「任命」に改める。

(大磯町立図書館協議会委員の定数及び任期に関する条例の廃止)

第3条 大磯町立図書館協議会委員の定数及び任期に関する条例(昭和30年大磯町条例第19号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄